

発議第 2 号

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 21 年 3 月 12 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 滝川明子

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年福島町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(題名) 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定に基づき、議会議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(議員報酬) 第 2 条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 198,000 円 副議長 月額 155,000 円 常任委員長 月額 141,000 円 議会運営委員長 月額 141,000 円 議員 月額 131,000 円</p> <p>第 3 条 議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長には、その選挙又は、選任された日から、議員にはその職についての日からそれぞれ議員報酬を支給する。</p> <p>第 4 条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、</p>	<p>(題名) 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定に基づき、議会議員に対して支給する歳費、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(歳費) 第 2 条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 198,000 円 副議長 月額 155,000 円 常任委員長 月額 141,000 円 議会運営委員長 月額 141,000 円 議員 月額 131,000 円</p> <p>2 歳費の標準率等については、議員の身分、性格、活動状況から全国町村議会議長会が示す適正標準率等を参考として定める。</p> <p>第 3 条 議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長には、その選挙又は、選任された日から、議員にはその職についての日からそれぞれ歳費を支給する。</p> <p>第 4 条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、</p>

<p>除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた時は、その日までの<u>議員報酬</u>を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して<u>議員報酬</u>は支給しない。</p> <p>2 前条及び前項の規定により、月の初日から支給する以外るとき、又は月の末日まで支給する以外るときは、その<u>議員報酬</u>額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>3 福島町議会会議規則(昭和62年福島町議会規則第2号)第2条第2項による届け出があつたのち、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の<u>議員報酬</u>月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項の規定による<u>議員報酬</u>の減額は、届け出た日から90日又は180日並びに365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があつた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月をもつて終了する。</p> <p>5 議会活動及び議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず<u>議員報酬</u>月額の全額を支給する。</p> <p>第5条 (略) (期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において<u>議員報酬</u>の月額と<u>議員報酬</u>の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の200、12月に支給する場合において100分の225を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第4条第3項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる<u>議員報酬</u>月額は、減額後の<u>議員報酬</u>月額とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p>	<p>除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた時は、その日までの<u>歳費</u>を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して<u>歳費</u>は支給しない。</p> <p>2 前条及び前項の規定により、月の初日から支給する以外るとき、又は月の末日まで支給する以外るときは、その<u>歳費</u>額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>3 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第号)第3条第2項による届け出があつたのち、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の<u>歳費</u>月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項の規定による<u>歳費</u>の減額は、届け出た日から90日又は180日並びに365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があつた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月をもつて終了する。</p> <p>5 議会活動及び議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず<u>歳費</u>月額の全額を支給する。</p> <p>第5条 (略) (期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において<u>歳費</u>の月額と<u>歳費</u>の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の200、12月に支給する場合において100分の225を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第4条第3項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる<u>歳費</u>月額は、減額後の<u>歳費</u>月額とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、平成21年4月1日より施行する。